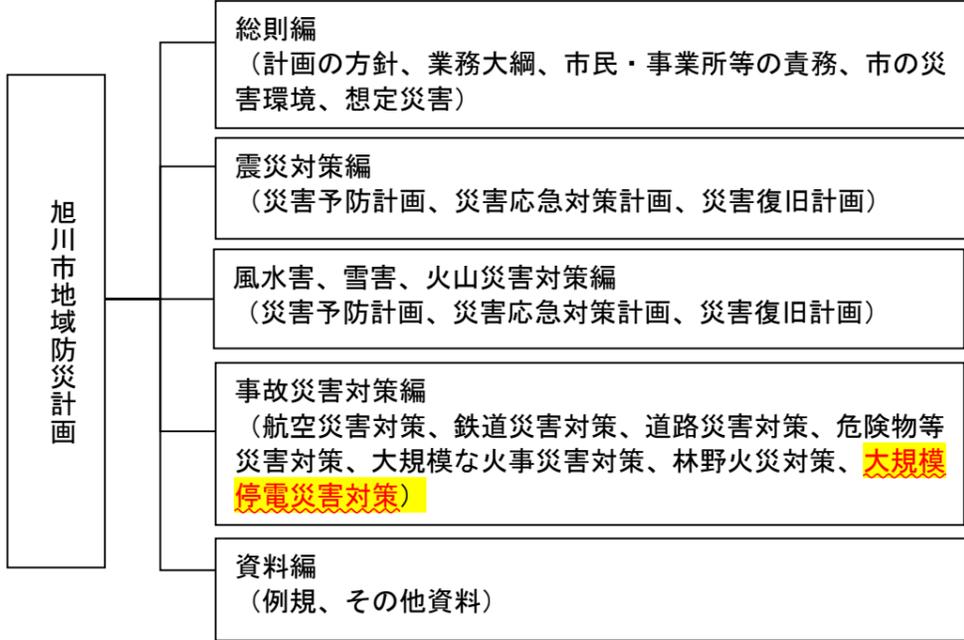
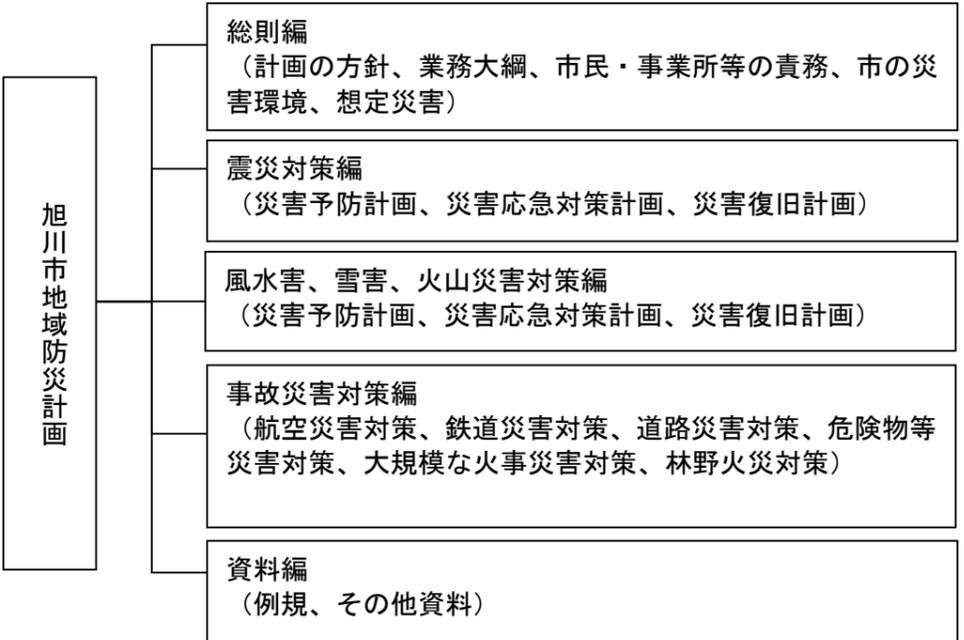
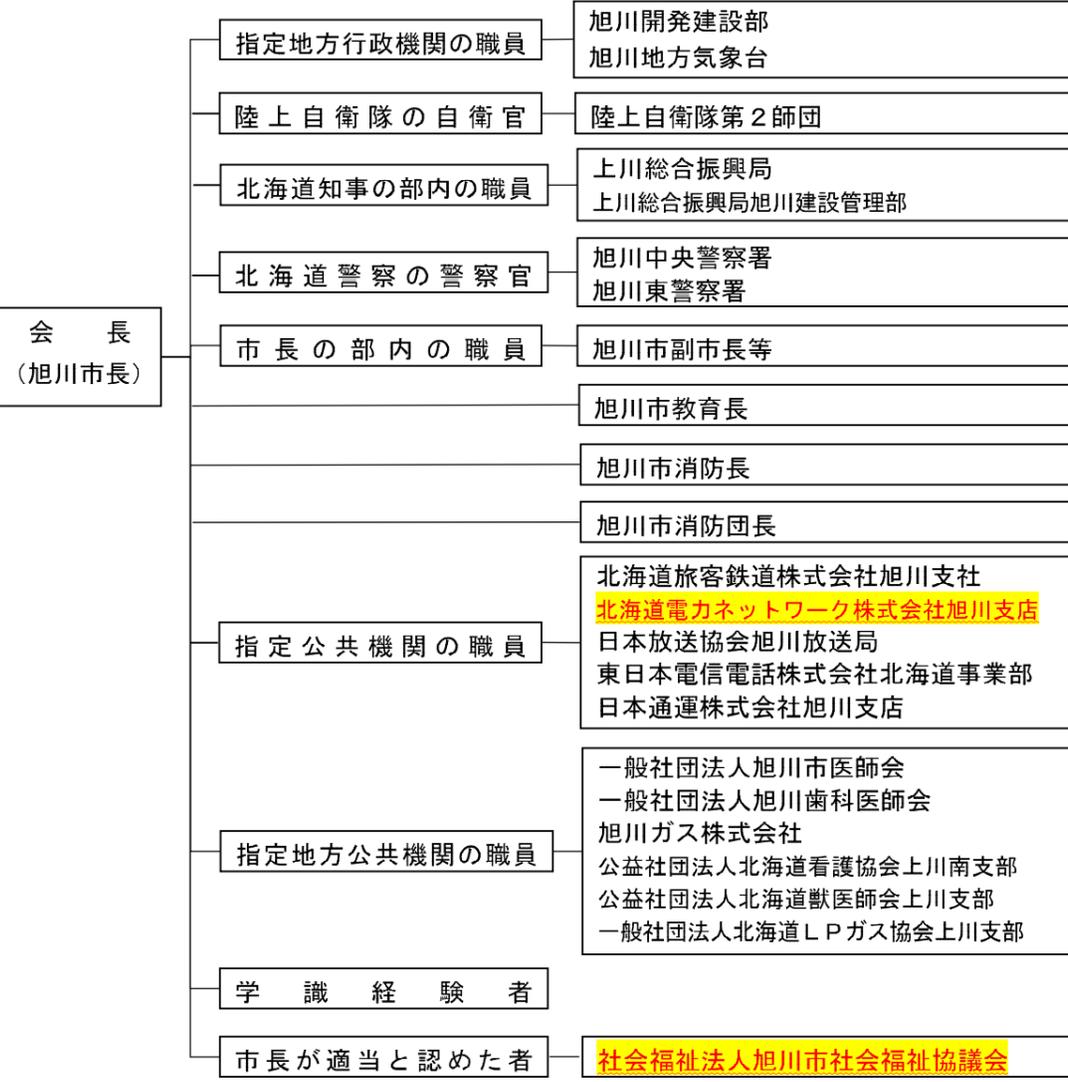
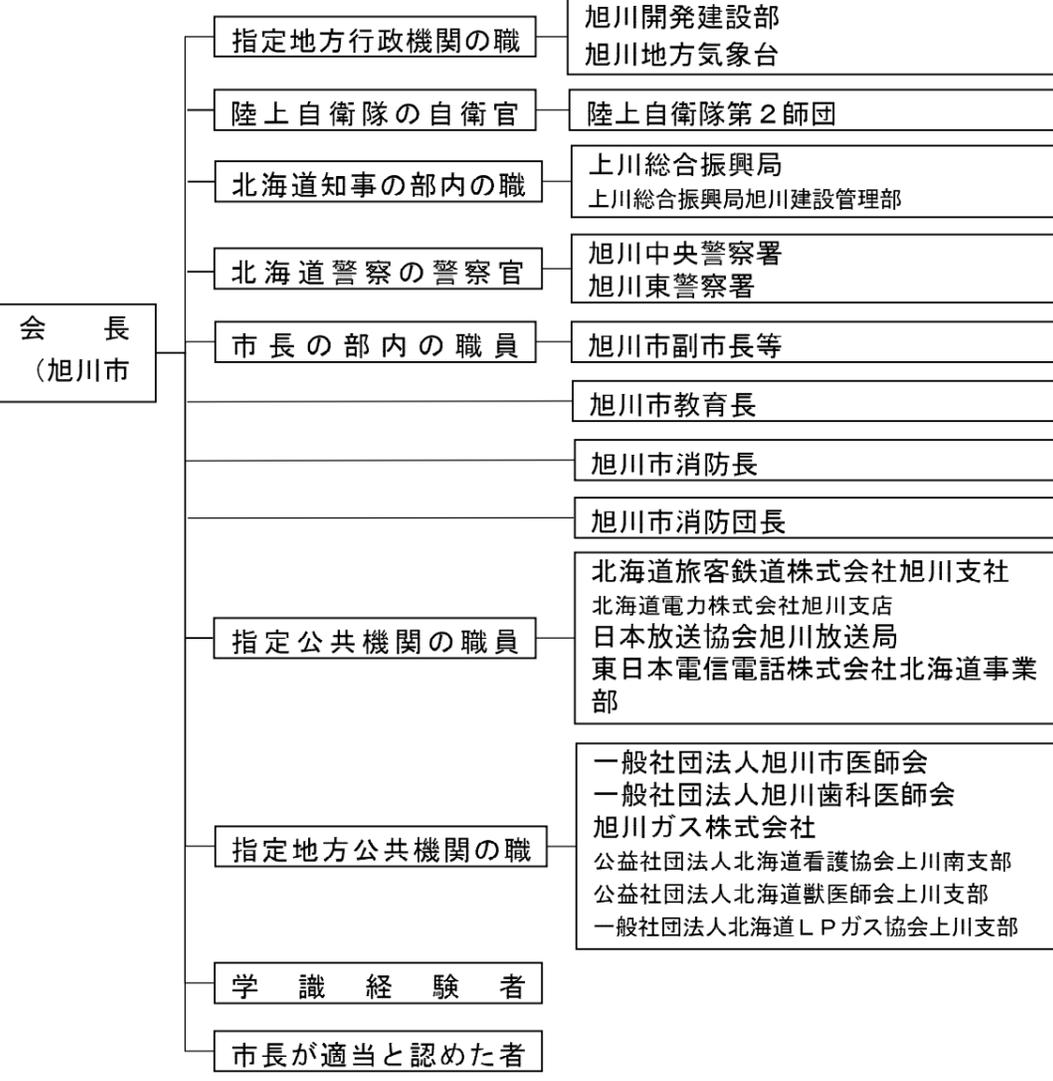


頁	新	旧	修正理由
<p>総-2</p>	<p>第1節 第3 計画の構成 (略)</p> 	<p>第1節 第3 計画の構成 (略)</p> 	<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p>

頁	新	旧	修正理由
<p>総-3</p>	<p>第1節 第4 旭川市防災会議 (略)</p> <p>■ 旭川市防災会議の構成</p> 	<p>第1節 第4 旭川市防災会議 (略)</p> <p>■ 旭川市防災会議の構成</p> 	<p>その他の修正 (分社化による名称変更)</p> <p>その他の修正 (新たに防災会議委員に任命)</p>

頁	新	旧	修正理由
総-6	<p>第2節 第4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>2 旭川地方気象台 (1) 気象, 地象, 地動, 水象の観測及びその成果の収集並びに発表に関する こと。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 第4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>2 旭川地方気象台 (1) 気象, 地象, 水象等の観測及びその成果の収集並びに発表に関する こと。</p> <p>(略)</p>	その他の修正 (文言修正)
総-7	<p>第2節 第6 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>5 北海道電力株式会社, 北海道電力ネットワーク株式会社旭川支店</p> <p>(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。 ※北海道電力株式会社旭川水力センターが担う。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 第6 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>5 北海道電力株式会社</p> <p>(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(略)</p>	その他の修正 (分社化による名 称変更, 事務分掌の 見直し)
総-9	<p>第2節 第8 その他の機関</p> <p>8 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会</p> <p>(1) ボランティア活動支援体制づくりに関すること。 (2) 災害時のボランティアに関すること。</p>	<p>第2節 第8 その他の機関</p>	その他の修正 (新たに防災会議 委員に任命)

頁	新	旧	修正理由								
<p>総-10</p>	<p>第3節 第1 市民 (略)</p> <p>■ 市民の責務</p> <table border="1" data-bbox="338 415 1397 1318"> <thead> <tr> <th>平常時</th> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄、救急用品、モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄、ケージ等の準備 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 </td> </tr> </tbody> </table>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄、救急用品、モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄、ケージ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 	<p>第3節 第1 市民 (略)</p> <p>■ 市民の責務</p> <table border="1" data-bbox="1445 415 2504 1157"> <thead> <tr> <th>平常時</th> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパーなど生活用品等の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄、ケージ等の準備 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 </td> </tr> </tbody> </table>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパーなど生活用品等の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄、ケージ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 	<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p>
平常時	災害時										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄、救急用品、モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄、ケージ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 										
平常時	災害時										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパーなど生活用品等の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄、ケージ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 										

頁	新	旧	修正理由
<p>総-22</p>	<p>第5節 第3 事故災害</p> <p>事故災害については、次の事象を対象とする。</p> <p>(1) 航空災害 空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故災害</p> <p>(2) 鉄道災害 鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故災害</p> <p>(3) 道路災害 道路構造物の被災又は国道、高速自動車国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる事故災害</p> <p>(4) 危険物等災害 危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する事故災害</p> <p>(5) 大規模な火事災害 死傷者が多数発生する等の大規模火災による事故災害</p> <p>(6) 林野火災 広範囲にわたり林野が焼失する等の事故災害</p> <p>(7) 大規模停電災害 人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想される事故災害</p>	<p>第5節 第3 事故災害</p> <p>事故災害については、次の事象を対象とする。</p> <p>(1) 航空災害 空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故災害</p> <p>(2) 鉄道災害 鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故災害</p> <p>(3) 道路災害 道路構造物の被災又は国道、高速自動車国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる事故災害</p> <p>(4) 危険物等災害 危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する事故災害</p> <p>(5) 大規模な火事災害 死傷者が多数発生する等の大規模火災による事故災害</p> <p>(6) 林野火災 広範囲にわたり林野が焼失する等の事故災害</p>	<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p>

頁	新	旧	修正理由
震-8	<p>第1章 第3節 第1 防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■ 市及び市施設の防災体制の整備 災害発生時に市及び市施設は、迅速かつ適切な防災活動ができるように、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市組織の改編に伴う事務分掌等の見直し ○ 災害時優先業務の絞り込み、役割の分担等、防災体制の構築 ○ 各職員の役割、行動等の周知徹底 ○ 業務継続計画、災害時受援計画の見直し ○ 各応急対策マニュアルの作成 ○ 災害予防対策の推進 <p>(略)</p>	<p>第1章 第3節 第1 防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■ 市及び市施設の防災体制の整備 災害発生時に市及び市施設は、迅速かつ適切な防災活動ができるように、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市組織の改編に伴う事務分掌等の見直し ○ 災害時優先業務の絞り込み、役割の分担等、防災体制の構築 ○ 各職員の役割、行動等の周知徹底 ○ 各応急対策マニュアルの作成 ○ 災害予防対策の推進 <p>(略)</p>	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>
震-10	<p>第1章 第3節 第3 防災訓練の実施</p> <p>◇現状と方針 災害時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を身に付けることが必要である。</p> <p>本市では、防災訓練を通じて技能の向上を図ってきたが、今後も大規模地震の発生等、様々な条件を想定して、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民等と連携した地域特性、災害リスクに応じた効果的な防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 第3節 第3 防災訓練の実施</p> <p>◇現状と方針 災害時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を身に付けることが必要である。</p> <p>本市では、防災訓練を通じて技能の向上を図ってきたが、今後も大規模地震の発生等、様々な条件を想定して、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民等と連携した防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p>
震-16	<p>第1章 第5節 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</p> <p>◇現状と方針 本市では、災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「避難場所等」という。)として、大規模な公園、小中学校、高等学校等を避難場所等に指定している。災害時には、一時に多数の避難者が集中するため、また、長期にわたる避難生活が必要になるおそれがあるため、災害の状況や地域の実情にあわせた対応が必要となる。今後も適正な避難場所等の確保、整備及び周知に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 第5節 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</p> <p>◇現状と方針 本市では、災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「避難場所等」という。)として、大規模な公園、小中学校、高等学校等を避難場所等に指定している。災害時には、一時に多数の避難者が集中するため、また、長期にわたる避難生活が必要になるおそれがあるため、災害の状況や地域の実情にあわせた対応が必要となる。今後も適正な避難場所等の確保、整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由
震-16	<p>第1章 第5節 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</p> <p>(略)</p> <p>■ 避難場所等の指定 及び周知 学校施設、公園等の安全性を調査し、避難場所等の指定又は指定解除を実施する。なお、指定した避難場所等はホームページなどを利用して引き続き住民に周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 第5節 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</p> <p>(略)</p> <p>■ 避難場所等の指定 学校施設、公園等の安全性を調査し、避難場所等の指定又は指定解除を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>
震-22	<p>第1章 第6節 第6 備蓄体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■ 家庭内備蓄の促進 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄は、住民の責務とされ、各家庭で備蓄(最低3日分、推奨1週間分)をするように啓発をする。</p> <p>(略)</p> <p>■ 市の備蓄の推進 現在、学校等に備蓄庫を設置し、アルファ化米、毛布、暖房器具、非常用発電機等を備蓄している。今後も引き続き備蓄の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄食料及び物資の充実 ○ 学校(避難所)、総合防災センター、支所等への分散備蓄 ○ 乳幼児やアレルギーの方に配慮した備蓄 	<p>第1章 第6節 第6 備蓄体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■ 家庭内備蓄の促進 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄は、住民の責務とされ、各家庭で備蓄(3日以上)をするように啓発をする。</p> <p>(略)</p> <p>■ 市の備蓄の推進 現在、学校等に備蓄庫を設置し、アルファ化米、毛布等を備蓄している。今後も引き続き備蓄の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄食料及び物資の充実 ○ 学校(避難所)、総合防災センター、支所等への分散備蓄 ○ 乳幼児やアレルギーの方に配慮した備蓄 	<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p> <p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>
震-22	<p>第1章 第6節 第7 応援(受援)体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 第6節 第7 応援体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>その他の修正 (文言修正)</p>

頁	新	旧	修正理由																								
震-24	<p>第1章 第6節 第1.1 文教対策の整備 (略)</p> <p>■防災教育の推進 災害の知識や災害発生時の行動を身につけるため、児童、生徒等に対し、次のような対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育の場を活用した児童、生徒の発達段階に応じた防災教育の推進 ○ 教職員、PTA等に対する研修の実施 ○ 防災に関するコンテンツや資機材・備蓄品等に関する情報提供・貸出 	<p>第1章 第6節 第1.1 文教対策の整備 (略)</p> <p>■防災教育の推進 災害の知識や災害発生時の行動を身につけるため、児童、生徒等に対し、次のような対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒の発達段階に応じた防災教育 ○ 教職員、PTA等に対する研修の実施 	北海道地域防災計画を踏まえた修正																								
震-25	<p>第1章 第7節 ■施設の体系</p> <table border="1" data-bbox="338 751 1409 1209"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 要配慮者への街づくり対策</td> <td>福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課</td> </tr> <tr> <td>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</td> <td>福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 市民活動課, 地域まちづくり課, 健康推進課, 子育て助成課, 母子保健課, 市民安心課</td> </tr> <tr> <td>第3 要配慮者利用施設の対策</td> <td>福祉保険課, 障害福祉課, 長寿社会課, 介護保険課, 予防指導課, 他関係各課</td> </tr> <tr> <td>第4 外国人への対策</td> <td>都市交流課</td> </tr> <tr> <td>第5 観光客への対策</td> <td>観光課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課	第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 市民活動課, 地域まちづくり課, 健康推進課, 子育て助成課, 母子保健課, 市民安心課	第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課, 障害福祉課, 長寿社会課, 介護保険課, 予防指導課, 他関係各課	第4 外国人への対策	都市交流課	第5 観光客への対策	観光課	<p>第1章 第7節 ■施設の体系</p> <table border="1" data-bbox="1445 751 2516 1209"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 要配慮者への街づくり対策</td> <td>福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課</td> </tr> <tr> <td>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</td> <td>福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 市民活動課, 地域まちづくり課, 健康推進課, 母子保健課, 市民安心課</td> </tr> <tr> <td>第3 要配慮者利用施設の対策</td> <td>福祉保険課, 障害福祉課, 長寿社会課, 介護保険課, 予防指導課, 他関係各課</td> </tr> <tr> <td>第4 外国人への対策</td> <td>都市交流課</td> </tr> <tr> <td>第5 観光客への対策</td> <td>観光課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課	第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 市民活動課, 地域まちづくり課, 健康推進課, 母子保健課, 市民安心課	第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課, 障害福祉課, 長寿社会課, 介護保険課, 予防指導課, 他関係各課	第4 外国人への対策	都市交流課	第5 観光客への対策	観光課	既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)
項目	担当																										
第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課																										
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 市民活動課, 地域まちづくり課, 健康推進課, 子育て助成課, 母子保健課, 市民安心課																										
第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課, 障害福祉課, 長寿社会課, 介護保険課, 予防指導課, 他関係各課																										
第4 外国人への対策	都市交流課																										
第5 観光客への対策	観光課																										
項目	担当																										
第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課																										
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 市民活動課, 地域まちづくり課, 健康推進課, 母子保健課, 市民安心課																										
第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課, 障害福祉課, 長寿社会課, 介護保険課, 予防指導課, 他関係各課																										
第4 外国人への対策	都市交流課																										
第5 観光客への対策	観光課																										
震-25	<p>第1章 第7節 第1 要配慮者への街づくり対策 (略)</p> <p>■生活道路の整備の推進 道路の陥没や亀裂等による路面の段差等は、災害発生時の要配慮者の避難、要配慮者への避難支援、救助、移送などに支障を来すおそれがあることから、避難施設と要配慮者施設等を結ぶ避難路となり得る生活道路の整備やバリアフリー化を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 第7節 第1 要配慮者への街づくり対策</p>	既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)																								

頁	新	旧	修正理由
震-27	<p>第1章 第7節 第2 在宅の避難行動要支援者への対策 (略)</p> <p>■ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (略)</p> <p>2 次のいずれかに該当する者 (1) 要介護者又は要支援状態区分が要支援2に該当する要支援者 (2) 身体障害者手帳, 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (3) 次のいずれかの医療受給者証等の交付を受けている者 ア 特定医療費(指定難病)受給者証 イ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証 ウ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証 エ ウイルス性肝炎進行防止対策(肝炎治療特別促進事業)医療受給者証 オ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 カ 小児慢性特定疾病医療受給者証</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 第7節 第2 在宅の避難行動要支援者への対策 (略)</p> <p>■ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (略)</p> <p>2 次のいずれかに該当する者 (1) 要介護者又は要支援状態区分が要支援2に該当する要支援者 (2) 身体障害者手帳, 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (3) 次のいずれかの医療受給者証等の交付を受けている者 ア 特定医療費(指定難病)受給者証 イ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証 ウ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証 エ ウイルス性肝炎進行防止対策(肝炎治療特別促進事業)医療受給者証 オ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証</p> <p>(略)</p>	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>
震-28	<p>第1章 第7節 第2 在宅の避難行動要支援者への対策 (略)</p> <p>■ 避難行動要支援者の避難支援等の体制の整備 (略)</p> <p>防災関係機関及び避難支援等関係者の協力により避難行動要支援者の避難支援等の体制の確立に努める。 ○ 避難行動要支援者名簿を活用した在宅の避難行動要支援者の把握 ○ 地域住民などの避難支援等関係者による避難支援等の体制の確立 ○ 避難判断基準, 伝達方法に関するマニュアルの作成 ○ 避難個別支援計画の策定 ○ 名簿情報の適切な管理</p>	<p>第1章 第7節 第2 在宅の避難行動要支援者への対策 (略)</p> <p>■ 避難行動要支援者の避難支援等の体制の整備 (略)</p> <p>防災関係機関及び避難支援等関係者の協力により避難行動要支援者の避難支援等の体制の確立に努める。 ○ 避難行動要支援者名簿を活用した在宅の避難行動要支援者の把握 ○ 地域住民などの避難支援等関係者による避難支援等の体制の確立 ○ 避難判断基準, 伝達方法に関するマニュアルの作成 ○ 避難個別支援計画の策定</p>	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>
震-29	<p>第1章 第7節 第5 観光客への対策 (略)</p> <p>【参考】 災害危険箇所(法令指定地)における情報伝達及び避難体制等 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧 避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧</p>	<p>第1章 第7節 第5 観光客への対策 (略)</p> <p>【参考】 災害危険箇所(法令指定地)における情報伝達及び避難体制等 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧</p>	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由
---	---	---	------

震-37	<p>第2章 第1節 第5 事務分掌</p> <p>■ 市災对本部の組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地域振興部 (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)</td> </tr> <tr> <td>調査部 (税務部)</td> <td>第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)</td> </tr> <tr> <td>避難部 (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td>環境清掃部 (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td>援護部 (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td>保健部 (保健所)</td> <td>第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター), 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td>子育て支援部 (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td>観光支援部 (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)</td> </tr> <tr> <td>食料物資部 (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td>農政部 (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td>建築部 (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td>土木部 (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td>医療部 (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床材料科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td>第1教育部 (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td>第2教育部 (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td>水道部 (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td>会計部</td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table>	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)	調査部 (税務部)	第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)	避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター), 第5保健班(食肉衛生検査所)	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床材料科), 医療班(医局, 看護部 他)	消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	会計部	会計班(会計課)	<p>第2章 第1節 第5 事務分掌</p> <p>■ 市災对本部の組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地域振興部 (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)</td> </tr> <tr> <td>調査部 (税務部)</td> <td>第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)</td> </tr> <tr> <td>避難部 (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td>環境清掃部 (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td>援護部 (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td>保健部 (保健所)</td> <td>第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課), 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td>子育て支援部 (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td>観光支援部 (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)</td> </tr> <tr> <td>食料物資部 (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td>農政部 (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td>建築部 (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td>土木部 (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(土木事業所)</td> </tr> <tr> <td>医療部 (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床材料科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td>第1教育部 (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td>第2教育部 (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td>水道部 (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(サービス課, 下水道施設課), 配水調整班(水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(下水道施設課, 水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td>会計部</td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table>	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)	調査部 (税務部)	第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)	避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課), 第5保健班(食肉衛生検査所)	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(土木事業所)	医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床材料科), 医療班(医局, 看護部 他)	消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(サービス課, 下水道施設課), 配水調整班(水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(下水道施設課, 水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	会計部	会計班(会計課)	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)																																																																										
調査部 (税務部)	第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)																																																																										
避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)																																																																										
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																										
援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																										
保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター), 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																										
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																										
観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)																																																																										
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																										
農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																										
建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																										
土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																										
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床材料科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																										
消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																										
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																										
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																										
水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																										
会計部	会計班(会計課)																																																																										
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)																																																																										
調査部 (税務部)	第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)																																																																										
避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)																																																																										
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																										
援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																										
保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課), 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																										
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																										
観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)																																																																										
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																										
農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																										
建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																										
土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(土木事業所)																																																																										
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床材料科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																										
消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																										
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																										
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																										
水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(サービス課, 下水道施設課), 配水調整班(水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(下水道施設課, 水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																										
会計部	会計班(会計課)																																																																										

頁	新	旧	修正理由																																				
震-40	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="329 470 492 533">保健部 (保健所)</td> <td data-bbox="492 281 736 436">第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)</td> <td data-bbox="736 281 1418 436">1 部内の総括に関する事 2 被災者の医療対策の総括に関する事 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 436 736 499">第2保健班 (健康推進課)</td> <td data-bbox="736 436 1418 499">1 被災者の健康保持に関する事 2 所管する要配慮者の保健に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 499 736 562">第3保健班 (保健指導課)</td> <td data-bbox="736 499 1418 562">1 被災者の健康保持に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 562 736 657">第4保健班 (衛生検査課, <u>動物愛護センター</u>)</td> <td data-bbox="736 562 1418 657">1 被災地の防疫に関する事 2 ペット対策に関する事 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 657 736 720">第5保健班 (食肉衛生検査所)</td> <td data-bbox="736 657 1418 720">1 施設の被災調査及び応急対策に関する事</td> </tr> </table>	保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)	1 部内の総括に関する事 2 被災者の医療対策の総括に関する事 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事		第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事 2 所管する要配慮者の保健に関する事		第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事		第4保健班 (衛生検査課, <u>動物愛護センター</u>)	1 被災地の防疫に関する事 2 ペット対策に関する事 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事		第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1436 470 1599 533">保健部 (保健所)</td> <td data-bbox="1599 281 1843 436">第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)</td> <td data-bbox="1843 281 2525 436">1 部内の総括に関する事 2 被災者の医療対策の総括に関する事 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 436 1843 499">第2保健班 (健康推進課)</td> <td data-bbox="1843 436 2525 499">1 被災者の健康保持に関する事 2 所管する要配慮者の保健に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 499 1843 562">第3保健班 (保健指導課)</td> <td data-bbox="1843 499 2525 562">1 被災者の健康保持に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 562 1843 657">第4保健班 (衛生検査課)</td> <td data-bbox="1843 562 2525 657">1 被災地の防疫に関する事 2 ペット対策に関する事 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 657 1843 720">第5保健班 (食肉衛生検査所)</td> <td data-bbox="1843 657 2525 720">1 施設の被災調査及び応急対策に関する事</td> </tr> </table>	保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)	1 部内の総括に関する事 2 被災者の医療対策の総括に関する事 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事		第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事 2 所管する要配慮者の保健に関する事		第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事		第4保健班 (衛生検査課)	1 被災地の防疫に関する事 2 ペット対策に関する事 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事		第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>						
保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)	1 部内の総括に関する事 2 被災者の医療対策の総括に関する事 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事																																					
	第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事 2 所管する要配慮者の保健に関する事																																					
	第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事																																					
	第4保健班 (衛生検査課, <u>動物愛護センター</u>)	1 被災地の防疫に関する事 2 ペット対策に関する事 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事																																					
	第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事																																					
保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)	1 部内の総括に関する事 2 被災者の医療対策の総括に関する事 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事																																					
	第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事 2 所管する要配慮者の保健に関する事																																					
	第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事																																					
	第4保健班 (衛生検査課)	1 被災地の防疫に関する事 2 ペット対策に関する事 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事																																					
	第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事																																					
震-42	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="329 995 492 1058">土木部 (土木部)</td> <td data-bbox="492 890 736 953">第1土木班 (土木総務課)</td> <td data-bbox="736 890 1418 953">1 部内の総括に関する事 2 応急資材の調達及び配分に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 953 736 1016">第2土木班 (土木管理課)</td> <td data-bbox="736 953 1418 1016">1 交通規制等の措置に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 1016 736 1079">第3土木班 (用地課)</td> <td data-bbox="736 1016 1418 1079">1 危険区域の巡視に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 1079 736 1173">第4土木班 (土木建設課)</td> <td data-bbox="736 1079 1418 1173">1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 1173 736 1236">第5土木班 (公園みどり課)</td> <td data-bbox="736 1173 1418 1236">1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事 2 危険区域の巡視に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="492 1236 736 1352">第6土木班 (<u>雪対策課</u>, 土木事業所)</td> <td data-bbox="736 1236 1418 1352">1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 緊急除雪に関する事 4 危険区域の巡視に関する事</td> </tr> </table>	土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事 2 応急資材の調達及び配分に関する事		第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事		第3土木班 (用地課)	1 危険区域の巡視に関する事		第4土木班 (土木建設課)	1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事		第5土木班 (公園みどり課)	1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事 2 危険区域の巡視に関する事		第6土木班 (<u>雪対策課</u> , 土木事業所)	1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 緊急除雪に関する事 4 危険区域の巡視に関する事	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1436 995 1599 1058">土木部 (土木部)</td> <td data-bbox="1599 890 1843 953">第1土木班 (土木総務課)</td> <td data-bbox="1843 890 2525 953">1 部内の総括に関する事 2 応急資材の調達及び配分に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 953 1843 1016">第2土木班 (土木管理課)</td> <td data-bbox="1843 953 2525 1016">1 交通規制等の措置に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 1016 1843 1079">第3土木班 (用地課)</td> <td data-bbox="1843 1016 2525 1079">1 危険区域の巡視に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 1079 1843 1173">第4土木班 (土木建設課)</td> <td data-bbox="1843 1079 2525 1173">1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 1173 1843 1236">第5土木班 (公園みどり課)</td> <td data-bbox="1843 1173 2525 1236">1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事 2 危険区域の巡視に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1599 1236 1843 1352">第6土木班 (土木事業所)</td> <td data-bbox="1843 1236 2525 1352">1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 緊急除雪に関する事 4 危険区域の巡視に関する事</td> </tr> </table>	土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事 2 応急資材の調達及び配分に関する事		第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事		第3土木班 (用地課)	1 危険区域の巡視に関する事		第4土木班 (土木建設課)	1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事		第5土木班 (公園みどり課)	1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事 2 危険区域の巡視に関する事		第6土木班 (土木事業所)	1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 緊急除雪に関する事 4 危険区域の巡視に関する事	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事 2 応急資材の調達及び配分に関する事																																					
	第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事																																					
	第3土木班 (用地課)	1 危険区域の巡視に関する事																																					
	第4土木班 (土木建設課)	1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事																																					
	第5土木班 (公園みどり課)	1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事 2 危険区域の巡視に関する事																																					
	第6土木班 (<u>雪対策課</u> , 土木事業所)	1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 緊急除雪に関する事 4 危険区域の巡視に関する事																																					
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事 2 応急資材の調達及び配分に関する事																																					
	第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事																																					
	第3土木班 (用地課)	1 危険区域の巡視に関する事																																					
	第4土木班 (土木建設課)	1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事																																					
	第5土木班 (公園みどり課)	1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事 2 危険区域の巡視に関する事																																					
	第6土木班 (土木事業所)	1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 緊急除雪に関する事 4 危険区域の巡視に関する事																																					

頁	新	旧	修正理由																																																																																																																												
震-43	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="329 262 489 388">水道総務班 (総務課)</td> <td data-bbox="489 262 742 388"></td> <td data-bbox="742 262 1418 388">1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 388 489 472">連絡調達班 (経営企画課)</td> <td data-bbox="489 388 742 472"></td> <td data-bbox="742 388 1418 472">1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 472 489 556">広報・給水班 (<u>管路管理課</u>)</td> <td data-bbox="489 472 742 556"></td> <td data-bbox="742 472 1418 556">1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 556 489 640">配水調整班 (<u>管路管理課</u>、水道施設課)</td> <td data-bbox="489 556 742 640"></td> <td data-bbox="742 556 1418 640">1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 640 489 724">水源班 (浄水課)</td> <td data-bbox="489 640 742 724"></td> <td data-bbox="742 640 1418 724">1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 724 489 808">下水道班 (<u>管路管理課</u>、下水道施設課)</td> <td data-bbox="489 724 742 808"></td> <td data-bbox="742 724 1418 808">1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 808 489 892">処理場班 (下水道処理センター)</td> <td data-bbox="489 808 742 892"></td> <td data-bbox="742 808 1418 892">1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 892 489 976">市民対応班 (料金課)</td> <td data-bbox="489 892 742 976"></td> <td data-bbox="742 892 1418 976">1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事</td> </tr> </table>	水道総務班 (総務課)		1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事	連絡調達班 (経営企画課)		1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事	広報・給水班 (<u>管路管理課</u>)		1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事	配水調整班 (<u>管路管理課</u> 、水道施設課)		1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事	水源班 (浄水課)		1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事	下水道班 (<u>管路管理課</u> 、下水道施設課)		1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事	処理場班 (下水道処理センター)		1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事	市民対応班 (料金課)		1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1436 262 1596 388">水道総務班 (総務課)</td> <td data-bbox="1596 262 1849 388"></td> <td data-bbox="1849 262 2525 388">1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 388 1596 472">連絡調達班 (経営企画課)</td> <td data-bbox="1596 388 1849 472"></td> <td data-bbox="1849 388 2525 472">1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 472 1596 556">広報・給水班 (サービス課) (下水道施設課※1) ※1下水道班の活動を要しない場合</td> <td data-bbox="1596 472 1849 556"></td> <td data-bbox="1849 472 2525 556">1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 556 1596 640">配水調整班 (水道施設課)</td> <td data-bbox="1596 556 1849 640"></td> <td data-bbox="1849 556 2525 640">1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 640 1596 724">水源班 (浄水課)</td> <td data-bbox="1596 640 1849 724"></td> <td data-bbox="1849 640 2525 724">1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 724 1596 808">下水道班 (下水道施設課) (水道施設課※2) ※2配水調整班の活動を要しない場合</td> <td data-bbox="1596 724 1849 808"></td> <td data-bbox="1849 724 2525 808">1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 808 1596 892">処理場班 (下水道処理センター)</td> <td data-bbox="1596 808 1849 892"></td> <td data-bbox="1849 808 2525 892">1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 892 1596 976">市民対応班 (料金課)</td> <td data-bbox="1596 892 1849 976"></td> <td data-bbox="1849 892 2525 976">1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事</td> </tr> </table>	水道総務班 (総務課)		1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事	連絡調達班 (経営企画課)		1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事	広報・給水班 (サービス課) (下水道施設課※1) ※1下水道班の活動を要しない場合		1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事	配水調整班 (水道施設課)		1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事	水源班 (浄水課)		1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事	下水道班 (下水道施設課) (水道施設課※2) ※2配水調整班の活動を要しない場合		1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事	処理場班 (下水道処理センター)		1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事	市民対応班 (料金課)		1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>																																																																												
水道総務班 (総務課)		1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事																																																																																																																													
連絡調達班 (経営企画課)		1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事																																																																																																																													
広報・給水班 (<u>管路管理課</u>)		1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事																																																																																																																													
配水調整班 (<u>管路管理課</u> 、水道施設課)		1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事																																																																																																																													
水源班 (浄水課)		1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事																																																																																																																													
下水道班 (<u>管路管理課</u> 、下水道施設課)		1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事																																																																																																																													
処理場班 (下水道処理センター)		1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事																																																																																																																													
市民対応班 (料金課)		1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事																																																																																																																													
水道総務班 (総務課)		1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事																																																																																																																													
連絡調達班 (経営企画課)		1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事																																																																																																																													
広報・給水班 (サービス課) (下水道施設課※1) ※1下水道班の活動を要しない場合		1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事																																																																																																																													
配水調整班 (水道施設課)		1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事																																																																																																																													
水源班 (浄水課)		1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事																																																																																																																													
下水道班 (下水道施設課) (水道施設課※2) ※2配水調整班の活動を要しない場合		1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事																																																																																																																													
処理場班 (下水道処理センター)		1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事																																																																																																																													
市民対応班 (料金課)		1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事																																																																																																																													
震-62	<p>第2章 第5節 ■ 対策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1 救助・救急活動</td> <td>1 救助情報の収集</td> <td>消防部, 第1~3情報管理班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 救助活動</td> <td>消防部, 消防団, 総括部, 市民, 自主防災組織, 事業所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 救急活動</td> <td>消防部, 防災班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 消火活動</td> <td>1 情報の収集</td> <td>消防部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 消火活動</td> <td>消防部, 消防団</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 市民・自主防災組織・事業所の活動</td> <td>市民, 自主防災組織, 事業所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 通電火災への警戒</td> <td>消防部, 消防団, <u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3 消防への要請</td> <td>1 応援隊の要請</td> <td>防災班</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 受入れ体制</td> <td>消防部</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 職員のケア</td> <td></td> <td>消防部</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 救助・救急活動	1 救助情報の収集	消防部, 第1~3情報管理班	○	○		2 救助活動	消防部, 消防団, 総括部, 市民, 自主防災組織, 事業所	○	○		3 救急活動	消防部, 防災班	○	○		第2 消火活動	1 情報の収集	消防部	○	○		2 消火活動	消防部, 消防団	○	○		3 市民・自主防災組織・事業所の活動	市民, 自主防災組織, 事業所	○	○		4 通電火災への警戒	消防部, 消防団, <u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>		○		第3 消防への要請	1 応援隊の要請	防災班		○		2 受入れ体制	消防部		○		第4 職員のケア		消防部		○	○	<p>第2章 第5節 ■ 対策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1 救助・救急活動</td> <td>1 救助情報の収集</td> <td>消防部, 第1~3情報管理班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 救助活動</td> <td>消防部, 消防団, 総括部, 市民, 自主防災組織, 事業所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 救急活動</td> <td>消防部, 防災班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 消火活動</td> <td>1 情報の収集</td> <td>消防部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 消火活動</td> <td>消防部, 消防団</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 市民・自主防災組織・事業所の活動</td> <td>市民, 自主防災組織, 事業所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 通電火災への警戒</td> <td>消防部, 消防団, 北海道電力株式会社</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3 消防への要請</td> <td>1 応援隊の要請</td> <td>防災班</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 受入れ体制</td> <td>消防部</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 職員のケア</td> <td></td> <td>消防部</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 救助・救急活動	1 救助情報の収集	消防部, 第1~3情報管理班	○	○		2 救助活動	消防部, 消防団, 総括部, 市民, 自主防災組織, 事業所	○	○		3 救急活動	消防部, 防災班	○	○		第2 消火活動	1 情報の収集	消防部	○	○		2 消火活動	消防部, 消防団	○	○		3 市民・自主防災組織・事業所の活動	市民, 自主防災組織, 事業所	○	○		4 通電火災への警戒	消防部, 消防団, 北海道電力株式会社		○		第3 消防への要請	1 応援隊の要請	防災班		○		2 受入れ体制	消防部		○		第4 職員のケア		消防部		○	○	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>
項目	担当			活動期																																																																																																																											
		初動	応急	復旧																																																																																																																											
第1 救助・救急活動	1 救助情報の収集	消防部, 第1~3情報管理班	○	○																																																																																																																											
	2 救助活動	消防部, 消防団, 総括部, 市民, 自主防災組織, 事業所	○	○																																																																																																																											
	3 救急活動	消防部, 防災班	○	○																																																																																																																											
第2 消火活動	1 情報の収集	消防部	○	○																																																																																																																											
	2 消火活動	消防部, 消防団	○	○																																																																																																																											
	3 市民・自主防災組織・事業所の活動	市民, 自主防災組織, 事業所	○	○																																																																																																																											
	4 通電火災への警戒	消防部, 消防団, <u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>		○																																																																																																																											
第3 消防への要請	1 応援隊の要請	防災班		○																																																																																																																											
	2 受入れ体制	消防部		○																																																																																																																											
第4 職員のケア		消防部		○	○																																																																																																																										
項目	担当	活動期																																																																																																																													
		初動	応急	復旧																																																																																																																											
第1 救助・救急活動	1 救助情報の収集	消防部, 第1~3情報管理班	○	○																																																																																																																											
	2 救助活動	消防部, 消防団, 総括部, 市民, 自主防災組織, 事業所	○	○																																																																																																																											
	3 救急活動	消防部, 防災班	○	○																																																																																																																											
第2 消火活動	1 情報の収集	消防部	○	○																																																																																																																											
	2 消火活動	消防部, 消防団	○	○																																																																																																																											
	3 市民・自主防災組織・事業所の活動	市民, 自主防災組織, 事業所	○	○																																																																																																																											
	4 通電火災への警戒	消防部, 消防団, 北海道電力株式会社		○																																																																																																																											
第3 消防への要請	1 応援隊の要請	防災班		○																																																																																																																											
	2 受入れ体制	消防部		○																																																																																																																											
第4 職員のケア		消防部		○	○																																																																																																																										

頁	新	旧	修正理由																												
震-65	<p>第2章 第5節 第2 消火活動 (略)</p> <p>4 通電火災への警戒 消防部、消防団及び北海道電力ネットワーク株式会社は、停電回復後の通電火災や再燃を防止するため、被災地の警戒巡視を行う。また、住民に対し通電火災への警戒について呼びかける。</p>	<p>第2章 第5節 第2 消火活動 (略)</p> <p>4 通電火災への警戒 消防部、消防団及び北海道電力株式会社は、停電回復後の通電火災や再燃を防止するため、被災地の警戒巡視を行う。また、住民に対し通電火災への警戒について呼びかける。</p>	<p>その他の修正 (分社化による名称変更,事務分掌の見直し)</p>																												
震-67	<p>第2章 第6節 第1 応急医療活動 (略)</p> <p>(2)救護所の設営 医事班は、救護所となる施設に医療用資器材、電源及び応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。水道が断水しているときは、水道部に緊急給水を要請する。 建築班は、救護所とする建物の応急危険度判定を行い、救護所としての利用可能な措置をとる。停電のときは、北海道電力ネットワーク株式会社に早期復旧を要請する。</p>	<p>第2章 第6節 第1 応急医療活動 (略)</p> <p>(2)救護所の設営 医事班は、救護所となる施設に医療用資器材、電源及び応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。水道が断水しているときは、水道部に緊急給水を要請する。 建築班は、救護所とする建物の応急危険度判定を行い、救護所としての利用可能な措置をとる。停電のときは、北海道電力株式会社に早期復旧を要請する。</p>	<p>その他の修正 (分社化による名称変更,事務分掌の見直し)</p>																												
震-74	<p>第2章 第7節 第1 避難活動 (略)</p> <p>3 避難誘導 住民の避難は徒歩による避難とする。なお、在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力して行うが、住民では困難な場合は、第2、第3、第5～9援護班が車両を手配して避難場所等まで搬送する。</p> <p>■避難誘導者</p> <table border="1" data-bbox="359 1503 1403 1871"> <thead> <tr> <th>避難対象</th> <th>避難誘導担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等</td> </tr> <tr> <td>在宅の避難行動要支援者</td> <td>原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3、第5～9援護班が行う。</td> </tr> <tr> <td>教育施設・保育施設</td> <td>教職員</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設</td> <td>施設職員</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>施設の防火管理者, 管理責任者等</td> </tr> <tr> <td>交通機関</td> <td>施設管理者及び乗務員</td> </tr> </tbody> </table>	避難対象	避難誘導担当者	住民	支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等	在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3、第5～9援護班が行う。	教育施設・保育施設	教職員	要配慮者利用施設	施設職員	事業所等	施設の防火管理者, 管理責任者等	交通機関	施設管理者及び乗務員	<p>第2章 第7節 第1 避難活動 (略)</p> <p>3 避難誘導 住民の避難は徒歩による避難とする。なお、在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力して行うが、住民では困難な場合は、第2、第3援護班が車両を手配して避難場所等まで搬送する。</p> <p>■避難誘導者</p> <table border="1" data-bbox="1448 1503 2493 1871"> <thead> <tr> <th>避難対象</th> <th>避難誘導担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等</td> </tr> <tr> <td>在宅の避難行動要支援者</td> <td>原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3援護班が行う。</td> </tr> <tr> <td>教育施設・保育施設</td> <td>教職員</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設</td> <td>施設職員</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>施設の防火管理者, 管理責任者等</td> </tr> <tr> <td>交通機関</td> <td>施設管理者及び乗務員</td> </tr> </tbody> </table>	避難対象	避難誘導担当者	住民	支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等	在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3援護班が行う。	教育施設・保育施設	教職員	要配慮者利用施設	施設職員	事業所等	施設の防火管理者, 管理責任者等	交通機関	施設管理者及び乗務員	<p>その他の修正 (文言修正)</p>
避難対象	避難誘導担当者																														
住民	支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等																														
在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3、第5～9援護班が行う。																														
教育施設・保育施設	教職員																														
要配慮者利用施設	施設職員																														
事業所等	施設の防火管理者, 管理責任者等																														
交通機関	施設管理者及び乗務員																														
避難対象	避難誘導担当者																														
住民	支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等																														
在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3援護班が行う。																														
教育施設・保育施設	教職員																														
要配慮者利用施設	施設職員																														
事業所等	施設の防火管理者, 管理責任者等																														
交通機関	施設管理者及び乗務員																														

頁	新	旧	修正理由
震-79	<p>第2章 第7節 第4 広域避難 (略)</p> <p>【参考】 指定避難所等一覧 災害危険箇所(法令指定地)における情報伝達及び避難体制等 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 避難所施設使用に関する覚書 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 災害時における機器の調達に関する協定書 福祉避難所の指定に関する協定書 災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書 避難所施設使用に関する協定書 災害時における介護用,福祉用具等の調達に関する協定書 福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定 災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書 災害時における情報発信等に関する協定書</p>	<p>第2章 第7節 第4 広域避難 (略)</p> <p>【参考】 指定避難所等一覧 災害危険箇所(法令指定地)における情報伝達及び避難体制等 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 避難所施設使用に関する覚書 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 災害時における機器の調達に関する協定書 福祉避難所の指定に関する協定書 災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書 避難所施設使用に関する協定書 災害時における介護用,福祉用具等の調達に関する協定書 福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定 災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書</p>	<p>その他の修正 (新たに協定を締結したことによる追記)</p>
震-85	<p>第2章 第8節 第5 燃料の供給 (略)</p> <p>【参考】 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書 災害時の相互応援に関する協定 災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 災害時における物資調達に関する協定書 災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書 中核市災害相互応援協定 災害時における物資供給に関する協定書 災害時等における給電車による電力供給に関する協定</p>	<p>第2章 第8節 第5 燃料の供給 (略)</p> <p>【参考】 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書 災害時の相互応援に関する協定 災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 災害時における物資調達に関する協定書 災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書 中核市災害相互応援協定 災害時における物資供給に関する協定書</p>	<p>その他の修正 (新たに協定を締結したことによる追記)</p>

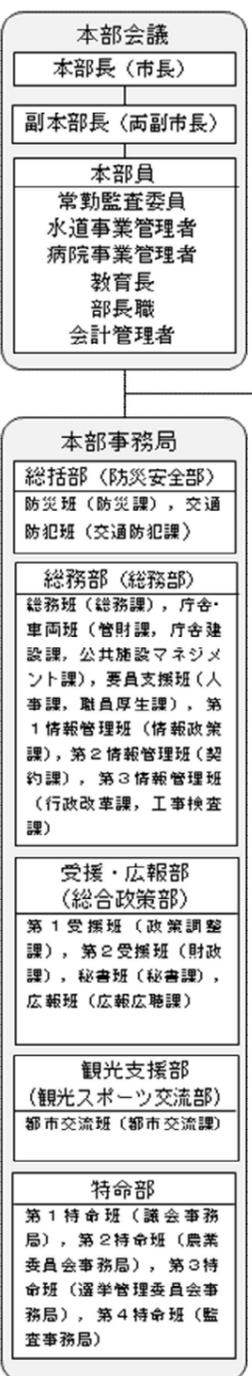
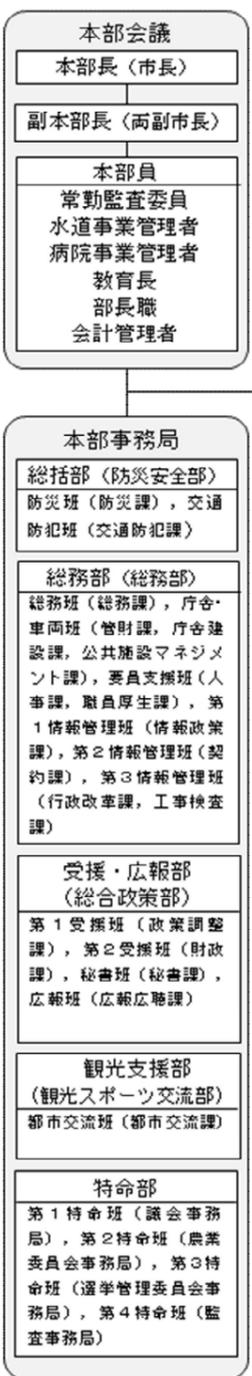
頁	新	旧	修正理由																																																																																																																																		
震-90	<p>第2章 第9節 第2 緊急輸送 (略)</p> <p>【参考】 緊急通行車両確認証明書の様式 臨時ヘリポート開設予定地 災害時における応急対策業務に関する協定 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 災害時における応急対策業務に関する協定 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書 災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書 災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定 災害時等における船舶による輸送等に関する協定 災害時における物資の保管等に関する協定 災害時における緊急輸送等に関する協定 災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書</p>	<p>第2章 第9節 第2 緊急輸送 (略)</p> <p>【参考】 緊急通行車両確認証明書の様式 臨時ヘリポート開設予定地 災害時における応急対策業務に関する協定 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 災害時における応急対策業務に関する協定 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書 災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書 災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定 災害時等における船舶による輸送等に関する協定 災害時における物資の保管等に関する協定 災害時における緊急輸送等に関する協定</p>	<p>その他の修正 (新たに協定を締結したことによる追記)</p>																																																																																																																																		
震-106	<p>第2章 第14節 ■ 対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="344 1094 1403 1850"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1 ライフライン施設</td> <td>1 上水道施設</td> <td>水道総務班, 連絡調達班, 広報・給水班, 配水調整班, 水源班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 下水道施設</td> <td>水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 電力施設</td> <td><u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 ガス施設</td> <td>旭川ガス株式会社</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 通信施設</td> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6 市有建物の暖房施設</td> <td>建築班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 交通施設</td> <td>1 道路・橋りょう</td> <td>第1, 3, 4, 6土木班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 河川施設</td> <td>第4, 6土木班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 鉄道施設</td> <td>北海道旅客鉄道株式会社</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 バス等の施設</td> <td>バス事業者, トラック事業者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第3 公共施設</td> <td>各施設管理者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 広報・給水班, 配水調整班, 水源班	○	○	○	2 下水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班	○	○	○	3 電力施設	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	○	○	○	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	○	○	○	5 通信施設	東日本電信電話株式会社	○	○	○	6 市有建物の暖房施設	建築班	○	○	○	第2 交通施設	1 道路・橋りょう	第1, 3, 4, 6土木班	○	○	○	2 河川施設	第4, 6土木班	○	○	○	3 鉄道施設	北海道旅客鉄道株式会社	○	○	○	4 バス等の施設	バス事業者, トラック事業者	○	○	○	第3 公共施設	各施設管理者	○	○	○	<p>第2章 第14節 ■ 対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1451 1094 2510 1818"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1 ライフライン施設</td> <td>1 上水道施設</td> <td>水道総務班, 連絡調達班, 広報・給水班, 配水調整班, 水源班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 下水道施設</td> <td>水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 電力施設</td> <td>北海道電力株式会社</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 ガス施設</td> <td>旭川ガス株式会社</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 通信施設</td> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6 市有建物の暖房施設</td> <td>建築班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 交通施設</td> <td>1 道路・橋りょう</td> <td>第1, 3, 4, 6土木班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 河川施設</td> <td>第4, 6土木班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 鉄道施設</td> <td>北海道旅客鉄道株式会社</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 バス等の施設</td> <td>バス事業者, トラック事業者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第3 公共施設</td> <td>各施設管理者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 広報・給水班, 配水調整班, 水源班	○	○	○	2 下水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班	○	○	○	3 電力施設	北海道電力株式会社	○	○	○	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	○	○	○	5 通信施設	東日本電信電話株式会社	○	○	○	6 市有建物の暖房施設	建築班	○	○	○	第2 交通施設	1 道路・橋りょう	第1, 3, 4, 6土木班	○	○	○	2 河川施設	第4, 6土木班	○	○	○	3 鉄道施設	北海道旅客鉄道株式会社	○	○	○	4 バス等の施設	バス事業者, トラック事業者	○	○	○	第3 公共施設	各施設管理者	○	○	○	<p>その他の修正 (分社化による名称変更, 事務分掌の見直し)</p>
項目	担当			活動期																																																																																																																																	
		初動	応急	復旧																																																																																																																																	
第1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 広報・給水班, 配水調整班, 水源班	○	○	○																																																																																																																																
	2 下水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班	○	○	○																																																																																																																																
	3 電力施設	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	○	○	○																																																																																																																																
	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	○	○	○																																																																																																																																
	5 通信施設	東日本電信電話株式会社	○	○	○																																																																																																																																
	6 市有建物の暖房施設	建築班	○	○	○																																																																																																																																
第2 交通施設	1 道路・橋りょう	第1, 3, 4, 6土木班	○	○	○																																																																																																																																
	2 河川施設	第4, 6土木班	○	○	○																																																																																																																																
	3 鉄道施設	北海道旅客鉄道株式会社	○	○	○																																																																																																																																
	4 バス等の施設	バス事業者, トラック事業者	○	○	○																																																																																																																																
第3 公共施設	各施設管理者	○	○	○																																																																																																																																	
項目	担当	活動期																																																																																																																																			
		初動	応急	復旧																																																																																																																																	
第1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 広報・給水班, 配水調整班, 水源班	○	○	○																																																																																																																																
	2 下水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班	○	○	○																																																																																																																																
	3 電力施設	北海道電力株式会社	○	○	○																																																																																																																																
	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	○	○	○																																																																																																																																
	5 通信施設	東日本電信電話株式会社	○	○	○																																																																																																																																
	6 市有建物の暖房施設	建築班	○	○	○																																																																																																																																
第2 交通施設	1 道路・橋りょう	第1, 3, 4, 6土木班	○	○	○																																																																																																																																
	2 河川施設	第4, 6土木班	○	○	○																																																																																																																																
	3 鉄道施設	北海道旅客鉄道株式会社	○	○	○																																																																																																																																
	4 バス等の施設	バス事業者, トラック事業者	○	○	○																																																																																																																																
第3 公共施設	各施設管理者	○	○	○																																																																																																																																	

頁	新	旧	修正理由
震-107	<p>第2章 第14節 第1 ライフライン施設</p> <p>(略)</p> <p>3 電力施設 電気施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて行われる。</p> <p>(1) 活動態勢 発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備する。</p> <p>(2) 情報収集・提供 所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、<u>停電、復旧見込みなどの状況について、旭川市に連絡する。また、旭川市災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。</u></p> <p>(3) 通信確保 本、支店、重要発電所の相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。</p> <p>(4) 広報 災害時の停電、<u>復旧見込みなどの状況について、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)、ラジオ、テレビ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。</u></p> <p>(5) 要員の確保 <u>支店</u>は被害の状況により、要員が不足した場合は、<u>本店</u>に要員の確保を要請し、<u>本店</u>は要員を融通する。 <u>なお、被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、対策組織の長は、本店を通じて知事に対して自衛隊の派遣を要請する。</u></p> <p>(6) 資材等の調達 社内における調達を図り、なお、かつ不足するときは、関連工事会社、他電力会社等からの融通等により調達を図る。 なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設及び設備又は物資の確保について応援を求める。</p> <p>(7) 応急工事 災害に伴う応急工事については、<u>恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。</u></p>	<p>第2章 第14節 第1 ライフライン施設</p> <p>(略)</p> <p>3 電力施設 電気施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社及び北海道電株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて行われる。</p> <p>(1) 活動態勢 発令基準に従い警戒態勢及び非常態勢を発令し、態勢を整備する。</p> <p>(2) 情報収集 所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立する。</p> <p>(3) 通信確保 本、支店、重要発電所の相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。</p> <p>(4) 広報 災害による停電および使用制限にあたっては、災害概況及び復旧見込みを直接又は報道機関を通じてすみやかに需要家に周知を図る。</p> <p>(5) 要員の確保 各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に要請し、本部は融通動員する。</p> <p>(6) 資材等の調達 社内における調達を図り、なお、かつ不足するときは、関連工事会社、他電力会社等からの融通等により調達を図る。 なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設及び設備又は物資の確保について応援を求める。</p> <p>(7) 応急工事 災害において、復旧単位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。</p>	<p>その他の修正 (分社化による名称変更、事務分掌の見直し)</p>

頁	新	旧	修正理由																												
風-1	<p>第1章 第1節 ■ 対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="329 285 1418 695"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 水害対策の推進</td> <td>土木総務課、土木建設課、都市計画課、下水道施設課、警防課、防災課、他関係各課</td> </tr> <tr> <td>第2 土砂災害対策の推進</td> <td>土木総務課、土木管理課、土木事業所、公園みどり課、都市計画課、建築指導課、防災課</td> </tr> <tr> <td>第3 ため池の防災対策の推進</td> <td>農林整備課</td> </tr> <tr> <td>第4 風害対策の推進</td> <td>土木総務課、建築指導課、防災課、他関係各課、各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第5 雪害対策の推進</td> <td>土木総務課、<u>雪対策課</u>、土木事業所、警防課、防災課</td> </tr> <tr> <td>第6 火山災害対策の推進</td> <td>防災課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 水害対策の推進	土木総務課、土木建設課、都市計画課、下水道施設課、警防課、防災課、他関係各課	第2 土砂災害対策の推進	土木総務課、土木管理課、土木事業所、公園みどり課、都市計画課、建築指導課、防災課	第3 ため池の防災対策の推進	農林整備課	第4 風害対策の推進	土木総務課、建築指導課、防災課、他関係各課、各施設管理者	第5 雪害対策の推進	土木総務課、 <u>雪対策課</u> 、土木事業所、警防課、防災課	第6 火山災害対策の推進	防災課	<p>第1章 第1節 ■ 対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1436 285 2525 680"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 水害対策の推進</td> <td>土木総務課、土木建設課、都市計画課、下水道施設課、警防課、防災課、他関係各課</td> </tr> <tr> <td>第2 土砂災害対策の推進</td> <td>土木総務課、土木管理課、土木事業所、公園みどり課、都市計画課、建築指導課、防災課</td> </tr> <tr> <td>第3 ため池の防災対策の推進</td> <td>農林整備課</td> </tr> <tr> <td>第4 風害対策の推進</td> <td>土木総務課、建築指導課、防災課、他関係各課、各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第5 雪害対策の推進</td> <td>土木総務課、土木事業所、警防課、防災課</td> </tr> <tr> <td>第6 火山災害対策の推進</td> <td>防災課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 水害対策の推進	土木総務課、土木建設課、都市計画課、下水道施設課、警防課、防災課、他関係各課	第2 土砂災害対策の推進	土木総務課、土木管理課、土木事業所、公園みどり課、都市計画課、建築指導課、防災課	第3 ため池の防災対策の推進	農林整備課	第4 風害対策の推進	土木総務課、建築指導課、防災課、他関係各課、各施設管理者	第5 雪害対策の推進	土木総務課、土木事業所、警防課、防災課	第6 火山災害対策の推進	防災課	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>
項目	担当																														
第1 水害対策の推進	土木総務課、土木建設課、都市計画課、下水道施設課、警防課、防災課、他関係各課																														
第2 土砂災害対策の推進	土木総務課、土木管理課、土木事業所、公園みどり課、都市計画課、建築指導課、防災課																														
第3 ため池の防災対策の推進	農林整備課																														
第4 風害対策の推進	土木総務課、建築指導課、防災課、他関係各課、各施設管理者																														
第5 雪害対策の推進	土木総務課、 <u>雪対策課</u> 、土木事業所、警防課、防災課																														
第6 火山災害対策の推進	防災課																														
項目	担当																														
第1 水害対策の推進	土木総務課、土木建設課、都市計画課、下水道施設課、警防課、防災課、他関係各課																														
第2 土砂災害対策の推進	土木総務課、土木管理課、土木事業所、公園みどり課、都市計画課、建築指導課、防災課																														
第3 ため池の防災対策の推進	農林整備課																														
第4 風害対策の推進	土木総務課、建築指導課、防災課、他関係各課、各施設管理者																														
第5 雪害対策の推進	土木総務課、土木事業所、警防課、防災課																														
第6 火山災害対策の推進	防災課																														
風-2	<p>第1章 第1節 第1 水害対策の推進 (略)</p> <p>■ 避難体制の周知 水害発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるよう指定避難所等の周知及び避難行動について指導・啓発を実施する。特に震災時の避難行動との違いについて留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水ハザードマップ等の周知 ○ <u>災害リスクととるべき行動の理解促進</u> ○ 避難訓練等の実施 ○ 地域ごとの避難計画の策定指導 ○ 水害に係る避難誘導標識等の検討 ○ 危険箇所等の周知 <p>(略)</p>	<p>第1章 第1節 第1 水害対策の推進 (略)</p> <p>■ 避難体制の周知 水害発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるよう指定避難所等の周知及び避難行動について指導・啓発を実施する。特に震災時の避難行動との違いについて留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水ハザードマップ等の周知 ○ 避難訓練等の実施 ○ 地域ごとの避難計画の策定指導 ○ 水害に係る避難誘導標識等の検討 ○ 危険箇所等の周知 <p>(略)</p>	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>																												
風-6	<p>第1章 第2節 第1 防災体制の整備 (略)</p> <p>■ 市及び市施設の防災体制の整備 災害発生時に市及び市施設は、迅速かつ適切な防災活動ができるように、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市組織の改編に伴う事務分掌等の見直し ○ 災害時優先業務の絞り込み、役割の分担等、防災体制の構築 ○ 各職員の役割、行動等の周知徹底 ○ <u>業務継続計画、災害時受援計画の見直し</u> ○ 各応急対策マニュアルの作成 ○ 災害予防対策の推進 <p>(略)</p>	<p>第1章 第2節 第1 防災体制の整備 (略)</p> <p>■ 市及び市施設の防災体制の整備 災害発生時に市及び市施設は、迅速かつ適切な防災活動ができるように、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市組織の改編に伴う事務分掌等の見直し ○ 災害時優先業務の絞り込み、役割の分担等、防災体制の構築 ○ 各職員の役割、行動等の周知徹底 ○ 各応急対策マニュアルの作成 ○ 災害予防対策の推進 <p>(略)</p>	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>																												

頁	新	旧	修正理由																								
風-8	<p>第1章 第2節 第3 防災訓練の実施</p> <p>◇現状と方針 災害時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を身に付けることが必要である。 本市では、防災訓練を通じて技能の向上を図ってきたが、今後も大規模地震の発生等、様々な条件を想定して、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民等と連携した地域特性、災害リスクに応じた効果的な防災訓練を実施する。</p>	<p>第1章 第2節 第3 防災訓練の実施</p> <p>◇現状と方針 災害時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を身に付けることが必要である。 本市では、防災訓練を通じて技能の向上を図ってきたが、今後も大規模地震の発生等、様々な条件を想定して、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民等と連携した防災訓練を実施する。</p>	北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正																								
風-13	<p>第1章 第4節 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</p> <p>◇現状と方針 本市では、災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）として、大規模な公園、小中学校、高等学校等を避難場所等に指定している。災害時には、一時に多数の避難者が集中するため、また、長期にわたる避難生活が必要になるおそれがあるため、災害の状況や地域の実情にあわせた対応が必要となる。今後も適正な避難場所等の確保、整備及び周知に努める。</p>	<p>第1章 第4節 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</p> <p>◇現状と方針 本市では、災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）として、大規模な公園、小中学校、高等学校等を避難場所等に指定している。災害時には、一時に多数の避難者が集中するため、また、長期にわたる避難生活が必要になるおそれがあるため、災害の状況や地域の実情にあわせた対応が必要となる。今後も適正な避難場所等の確保、整備に努める。</p>	既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)																								
風-18	<p>第1章 第6節</p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="338 1213 1418 1625"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 要配慮者への街づくり対策</td> <td>福祉保険部、土木建設課、公共建築課</td> </tr> <tr> <td>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</td> <td>福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、市民活動課、地域まちづくり課、健康推進課、子育て助成課、母子保健課、市民安心課</td> </tr> <tr> <td>第3 要配慮者利用施設の対策</td> <td>福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課</td> </tr> <tr> <td>第4 外国人への対策</td> <td>都市交流課</td> </tr> <tr> <td>第5 観光客への対策</td> <td>観光課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課	第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、市民活動課、地域まちづくり課、健康推進課、 子育て助成課 、母子保健課、市民安心課	第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課	第4 外国人への対策	都市交流課	第5 観光客への対策	観光課	<p>第1章 第6節</p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1445 1213 2525 1625"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 要配慮者への街づくり対策</td> <td>福祉保険部、土木建設課、公共建築課</td> </tr> <tr> <td>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</td> <td>福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、市民活動課、地域まちづくり課、健康推進課、母子保健課、市民安心課</td> </tr> <tr> <td>第3 要配慮者利用施設の対策</td> <td>福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課</td> </tr> <tr> <td>第4 外国人への対策</td> <td>都市交流課</td> </tr> <tr> <td>第5 観光客への対策</td> <td>観光課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課	第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、市民活動課、地域まちづくり課、健康推進課、母子保健課、市民安心課	第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課	第4 外国人への対策	都市交流課	第5 観光客への対策	観光課	既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)
項目	担当																										
第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課																										
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、市民活動課、地域まちづくり課、健康推進課、 子育て助成課 、母子保健課、市民安心課																										
第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課																										
第4 外国人への対策	都市交流課																										
第5 観光客への対策	観光課																										
項目	担当																										
第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部、土木建設課、公共建築課																										
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、市民活動課、地域まちづくり課、健康推進課、母子保健課、市民安心課																										
第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課、予防指導課、他関係各課																										
第4 外国人への対策	都市交流課																										
第5 観光客への対策	観光課																										

頁	新	旧	修正理由
---	---	---	------

<p>風-28</p>	<p>第2章 第1節 第6 事務分掌 (略)</p> <p>■ 市災对本部の組織図</p>  <table border="1" data-bbox="608 367 1409 1743"> <tr> <td>地域振興部 (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)</td> </tr> <tr> <td>調査部 (税務部)</td> <td>第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)</td> </tr> <tr> <td>避難部 (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td>環境清掃部 (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td>援護部 (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td>保健部 (保健所)</td> <td>第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター), 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td>子育て支援部 (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td>観光支援部 (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)</td> </tr> <tr> <td>食料物資部 (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td>農政部 (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td>建築部 (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td>土木部 (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(資材課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td>医療部 (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td>第1教育部 (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td>第2教育部 (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td>水道部 (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td>会計部</td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table>	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)	調査部 (税務部)	第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)	避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター), 第5保健班(食肉衛生検査所)	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(資材課, 土木事業所)	医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	会計部	会計班(会計課)	<p>第2章 第1節 第6 事務分掌 (略)</p> <p>■ 市災对本部の組織図</p>  <table border="1" data-bbox="1715 367 2516 1743"> <tr> <td>地域振興部 (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)</td> </tr> <tr> <td>調査部 (税務部)</td> <td>第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)</td> </tr> <tr> <td>避難部 (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td>環境清掃部 (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td>援護部 (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td>保健部 (保健所)</td> <td>第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課), 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td>子育て支援部 (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td>観光支援部 (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)</td> </tr> <tr> <td>食料物資部 (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td>農政部 (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td>建築部 (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td>土木部 (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(資材課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td>医療部 (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td>第1教育部 (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td>第2教育部 (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td>水道部 (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td>会計部</td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table>	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)	調査部 (税務部)	第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)	避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課), 第5保健班(食肉衛生検査所)	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(資材課, 土木事業所)	医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	会計部	会計班(会計課)	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)																																																																										
調査部 (税務部)	第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)																																																																										
避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)																																																																										
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																										
援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																										
保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター), 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																										
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																										
観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)																																																																										
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																										
農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																										
建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																										
土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(資材課, 土木事業所)																																																																										
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																										
消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																										
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																										
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																										
水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																										
会計部	会計班(会計課)																																																																										
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港事務所)																																																																										
調査部 (税務部)	第1調査班(税制課), 第2調査班(市民税課), 第3調査班(資産税課), 第4調査班(納税管理課, 納税推進課)																																																																										
避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班(各支所)																																																																										
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																										
援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																										
保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課), 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																										
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																										
観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)																																																																										
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																										
農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																										
建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																										
土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(資材課, 土木事業所)																																																																										
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																										
消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																										
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																										
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																										
水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																										
会計部	会計班(会計課)																																																																										

頁	新	旧	修正理由																										
風-31	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">保健部 (保健所)</td> <td>第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)</td> <td>1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第2保健班 (健康推進課)</td> <td>1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第3保健班 (保健指導課)</td> <td>1 被災者の健康保持に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第4保健班 (衛生検査課, <u>動物愛護センター</u>)</td> <td>1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第5保健班 (食肉衛生検査所)</td> <td>1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。</td> </tr> </table>	保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。	第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。	第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事。	第4保健班 (衛生検査課, <u>動物愛護センター</u>)	1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。	第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">保健部 (保健所)</td> <td>第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)</td> <td>1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第2保健班 (健康推進課)</td> <td>1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第3保健班 (保健指導課)</td> <td>1 被災者の健康保持に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第4保健班 (衛生検査課)</td> <td>1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第5保健班 (食肉衛生検査所)</td> <td>1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。</td> </tr> </table>	保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。	第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。	第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事。	第4保健班 (衛生検査課)	1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。	第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>				
保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)		1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。																										
	第2保健班 (健康推進課)		1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。																										
	第3保健班 (保健指導課)		1 被災者の健康保持に関する事。																										
	第4保健班 (衛生検査課, <u>動物愛護センター</u>)		1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。																										
	第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。																											
保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務業務課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。																											
	第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。																											
	第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事。																											
	第4保健班 (衛生検査課)	1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。																											
	第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。																											
風-33	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">土木部 (土木部)</td> <td>第1土木班 (土木総務課)</td> <td>1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第2土木班 (土木管理課)</td> <td>1 交通規制等の措置に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第3土木班 (用地課)</td> <td>1 危険区域の巡視に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第4土木班 (土木建設課)</td> <td>1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5土木班 (公園みどり課)</td> <td>1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第6土木班 (<u>雪対策課</u>, 土木事業所)</td> <td>1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。</td> </tr> </table>	土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。	第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事。	第3土木班 (用地課)	1 危険区域の巡視に関する事。	第4土木班 (土木建設課)	1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。	第5土木班 (公園みどり課)	1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。	第6土木班 (<u>雪対策課</u> , 土木事業所)	1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。	<p>■ 災害対策の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">土木部 (土木部)</td> <td>第1土木班 (土木総務課)</td> <td>1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第2土木班 (土木管理課)</td> <td>1 交通規制等の措置に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第3土木班 (用地課)</td> <td>1 危険区域の巡視に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第4土木班 (土木建設課)</td> <td>1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5土木班 (公園みどり課)</td> <td>1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。</td> </tr> <tr> <td>第6土木班 (土木事業所)</td> <td>1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。</td> </tr> </table>	土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。	第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事。	第3土木班 (用地課)	1 危険区域の巡視に関する事。	第4土木班 (土木建設課)	1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。	第5土木班 (公園みどり課)	1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。	第6土木班 (土木事業所)	1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。	<p>その他の修正(組織見直しに伴う修正)</p>
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)		1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。																										
	第2土木班 (土木管理課)		1 交通規制等の措置に関する事。																										
	第3土木班 (用地課)		1 危険区域の巡視に関する事。																										
	第4土木班 (土木建設課)	1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。																											
第5土木班 (公園みどり課)	1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。																												
	第6土木班 (<u>雪対策課</u> , 土木事業所)	1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。																											
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。																											
	第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事。																											
	第3土木班 (用地課)	1 危険区域の巡視に関する事。																											
	第4土木班 (土木建設課)	1 道路, 橋りょう, 河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。																											
第5土木班 (公園みどり課)	1 公園, 緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。																												
	第6土木班 (土木事業所)	1 道路, 橋りょう, 河川, 排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。																											

頁	新	旧	修正理由																																
風-34	<p>■ 災害対策の事務分掌 (略)</p> <table border="1" data-bbox="329 310 1418 1050"> <tr> <td data-bbox="329 310 736 464">水道総務班 (総務課)</td> <td data-bbox="736 310 1418 464"> 1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 464 736 527">連絡調達班 (経営企画課)</td> <td data-bbox="736 464 1418 527"> 1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 527 736 604">広報・給水班 (<u>管路管理課</u>)</td> <td data-bbox="736 527 1418 604"> 1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 604 736 709">配水調整班 (<u>管路管理課</u>、水道施設課)</td> <td data-bbox="736 604 1418 709"> 1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 709 736 793">水源班 (浄水課)</td> <td data-bbox="736 709 1418 793"> 1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 793 736 898">下水道班 (<u>管路管理課</u>、下水道施設課)</td> <td data-bbox="736 793 1418 898"> 1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 898 736 982">処理場班 (下水道処理センター)</td> <td data-bbox="736 898 1418 982"> 1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 982 736 1050">市民対応班 (料金課)</td> <td data-bbox="736 982 1418 1050"> 1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事 </td> </tr> </table>	水道総務班 (総務課)	1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事	連絡調達班 (経営企画課)	1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事	広報・給水班 (<u>管路管理課</u>)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事	配水調整班 (<u>管路管理課</u> 、水道施設課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事	水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事	下水道班 (<u>管路管理課</u> 、下水道施設課)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事	処理場班 (下水道処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事	市民対応班 (料金課)	1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事	<p>■ 災害対策の事務分掌 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1436 310 2516 1113"> <tr> <td data-bbox="1436 310 1843 464">水道総務班 (総務課)</td> <td data-bbox="1843 310 2516 464"> 1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 464 1843 527">連絡調達班 (経営企画課)</td> <td data-bbox="1843 464 2516 527"> 1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 527 1843 667">広報・給水班 (サービス課) (下水道施設課※1)</td> <td data-bbox="1843 527 2516 667"> 1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事 ※1 下水道班の活動を要しない場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 667 1843 730">配水調整班 (水道施設課)</td> <td data-bbox="1843 667 2516 730"> 1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 730 1843 814">水源班 (浄水課)</td> <td data-bbox="1843 730 2516 814"> 1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 814 1843 961">下水道班 (下水道施設課) (水道施設課※2)</td> <td data-bbox="1843 814 2516 961"> 1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 ※2 配水調整班の活動を要しない場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 961 1843 1045">処理場班 (下水道処理センター)</td> <td data-bbox="1843 961 2516 1045"> 1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 1045 1843 1113">市民対応班 (料金課)</td> <td data-bbox="1843 1045 2516 1113"> 1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事 </td> </tr> </table>	水道総務班 (総務課)	1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事	連絡調達班 (経営企画課)	1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事	広報・給水班 (サービス課) (下水道施設課※1)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事 ※1 下水道班の活動を要しない場合	配水調整班 (水道施設課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事	水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事	下水道班 (下水道施設課) (水道施設課※2)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 ※2 配水調整班の活動を要しない場合	処理場班 (下水道処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事	市民対応班 (料金課)	1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事	<p>その他の修正 (組織見直しに伴う修正)</p>
水道総務班 (総務課)	1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事																																		
連絡調達班 (経営企画課)	1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事																																		
広報・給水班 (<u>管路管理課</u>)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事																																		
配水調整班 (<u>管路管理課</u> 、水道施設課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事																																		
水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事																																		
下水道班 (<u>管路管理課</u> 、下水道施設課)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事																																		
処理場班 (下水道処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事																																		
市民対応班 (料金課)	1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事																																		
水道総務班 (総務課)	1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事																																		
連絡調達班 (経営企画課)	1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事																																		
広報・給水班 (サービス課) (下水道施設課※1)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事 ※1 下水道班の活動を要しない場合																																		
配水調整班 (水道施設課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事																																		
水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事																																		
下水道班 (下水道施設課) (水道施設課※2)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 ※2 配水調整班の活動を要しない場合																																		
処理場班 (下水道処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事																																		
市民対応班 (料金課)	1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事																																		

頁	新	旧	修正理由																																																			
風-36	<p>第2章 第2節 第1 災害関連情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>■注意報・警報・特別警報の種類及び気象情報</p> <table border="1" data-bbox="344 415 1418 1297"> <tr> <td data-bbox="344 415 397 552">注意報</td> <td data-bbox="397 415 596 552">気象注意報</td> <td data-bbox="596 415 1418 552">風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 552 397 688"></td> <td data-bbox="397 552 596 688">洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報</td> <td data-bbox="596 552 1418 688">※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 688 397 825">警報</td> <td data-bbox="397 688 596 825">気象警報</td> <td data-bbox="596 688 1418 825">暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 825 397 930"></td> <td data-bbox="397 825 596 930">洪水警報・浸水警報・地面現象警報</td> <td data-bbox="596 825 1418 930">※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 930 397 972">特別警報</td> <td data-bbox="397 930 596 972"></td> <td data-bbox="596 930 1418 972">暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 972 397 1014">気象情報</td> <td data-bbox="397 972 596 1014"></td> <td data-bbox="596 972 1418 1014">注意報・警報を補完する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1014 397 1119">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="397 1014 596 1119"></td> <td data-bbox="596 1014 1418 1119">大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1119 397 1224">早期注意情報(警報級の可能性)</td> <td data-bbox="397 1119 596 1224"></td> <td data-bbox="596 1119 1418 1224">警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高],[中]の2段階で伝える情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1224 397 1297">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="397 1224 596 1297"></td> <td data-bbox="596 1224 1418 1297">積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報		洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報	※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。	警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報		洪水警報・浸水警報・地面現象警報	※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。	特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報	気象情報		注意報・警報を補完する情報	記録的短時間大雨情報		大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表	早期注意情報(警報級の可能性)		警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高],[中]の2段階で伝える情報	竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報	<p>第2章 第2節 第1 災害関連情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>■注意報・警報・特別警報の種類及び気象情報</p> <table border="1" data-bbox="1451 415 2516 1209"> <tr> <td data-bbox="1451 415 1504 552">注意報</td> <td data-bbox="1504 415 1703 552">気象注意報</td> <td data-bbox="1703 415 2516 552">風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 552 1504 688"></td> <td data-bbox="1504 552 1703 688">洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報</td> <td data-bbox="1703 552 2516 688">※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 688 1504 825">警報</td> <td data-bbox="1504 688 1703 825">気象警報</td> <td data-bbox="1703 688 2516 825">暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 825 1504 930"></td> <td data-bbox="1504 825 1703 930">洪水警報・浸水警報・地面現象警報</td> <td data-bbox="1703 825 2516 930">※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 930 1504 972">特別警報</td> <td data-bbox="1504 930 1703 972"></td> <td data-bbox="1703 930 2516 972">暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 972 1504 1014">気象情報</td> <td data-bbox="1504 972 1703 1014"></td> <td data-bbox="1703 972 2516 1014">注意報・警報を補完する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1014 1504 1119">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="1504 1014 1703 1119"></td> <td data-bbox="1703 1014 2516 1119">大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1119 1504 1209">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="1504 1119 1703 1209"></td> <td data-bbox="1703 1119 2516 1209">積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報		洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報	※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。	警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報		洪水警報・浸水警報・地面現象警報	※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。	特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報	気象情報		注意報・警報を補完する情報	記録的短時間大雨情報		大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表	竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報	<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>
注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報																																																				
	洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報	※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。																																																				
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報																																																				
	洪水警報・浸水警報・地面現象警報	※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。																																																				
特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報																																																				
気象情報		注意報・警報を補完する情報																																																				
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表																																																				
早期注意情報(警報級の可能性)		警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高],[中]の2段階で伝える情報																																																				
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報																																																				
注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報																																																				
	洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報	※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。																																																				
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報																																																				
	洪水警報・浸水警報・地面現象警報	※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。																																																				
特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報																																																				
気象情報		注意報・警報を補完する情報																																																				
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表																																																				
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報																																																				

頁	新	旧	修正理由
<p>風-39</p>	<p>第2章 第2節 第1 災害関連情報の収集・伝達 (略)</p> <p>■ 予報, 特別警報・警報・注意報及び情報等の伝達経路</p>	<p>第2章 第2節 第1 災害関連情報の収集・伝達 (略)</p> <p>■ 予報, 特別警報・警報・注意報及び情報等の伝達経路</p>	<p>その他の修正 (文言修正)</p>
<p>風-40</p>	<p>■ 洪水予報(指定河川洪水予報)の伝達経路</p>	<p>■ 洪水予報(指定河川洪水予報)の伝達経路</p>	<p>その他の修正 (文言修正)</p>

頁	新	旧	修正理由
風-41	<p>■ 浸水想定区域への伝達経路(指定河川洪水予報・水位情報)</p> <p>Legend: ————— 指定河川洪水予報 - - - - - 水位情報</p>	<p>■ 浸水想定区域への伝達経路(指定河川洪水予報・水位情報)</p> <p>Legend: ————— 指定河川洪水予報 - - - - - 水位情報</p>	<p>その他の修正 (文言修正)</p>
風-42	<p>■ 特別警報等の伝達経路</p>	<p>■ 特別警報等の伝達経路</p>	<p>その他の修正 (文言修正)</p>

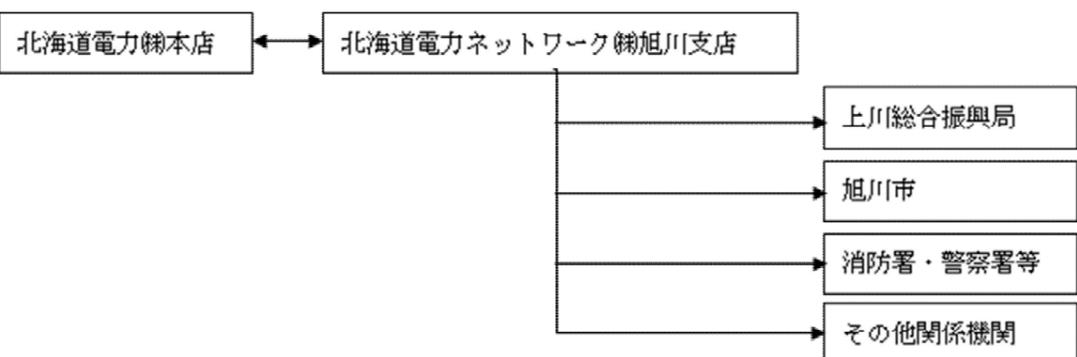
頁	新	旧	修正理由																																																																								
風-59	<p>第2章 第8節 第1 避難活動</p> <p>(3) 洪水等の避難情報の発令判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 310 486 384">区分 種類</th> <th data-bbox="486 310 774 384">洪水予報指定河川</th> <th data-bbox="774 310 1006 384">水位周知河川</th> <th data-bbox="1006 310 1415 384">左記以外の中小河川、内水等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 384 486 684">【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="486 384 774 684">○ 氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])が発表された場合。</td> <td data-bbox="774 384 1006 684">○ 洪水警報が発表された場合。 ○ 避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合。</td> <td data-bbox="1006 384 1415 684">○ 大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 684 486 831"></td> <td colspan="3" data-bbox="486 684 1415 831">○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 831 486 1134">【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td data-bbox="486 831 774 1134">○ 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合。</td> <td data-bbox="774 831 1006 1134">○ 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合。</td> <td data-bbox="1006 831 1415 1134">○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1134 486 1249"></td> <td colspan="3" data-bbox="486 1134 1415 1249">○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1249 486 1476">避難指示(緊急)</td> <td data-bbox="486 1249 774 1476">○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。</td> <td data-bbox="774 1249 1006 1476">○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。</td> <td data-bbox="1006 1249 1415 1476">○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1476 486 1591"></td> <td colspan="3" data-bbox="486 1476 1415 1591">○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1591 486 1818">【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td data-bbox="486 1591 774 1818">○ 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合。</td> <td data-bbox="774 1591 1006 1818"></td> <td data-bbox="1006 1591 1415 1818"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1818 486 1829"></td> <td colspan="3" data-bbox="486 1818 1415 1829">○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	○ 氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])が発表された場合。	○ 洪水警報が発表された場合。 ○ 避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合。	○ 大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合		○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。			【警戒レベル4】 避難勧告	○ 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合。	○ 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合		○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。			避難指示(緊急)	○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。		○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。			【警戒レベル5】 災害発生情報	○ 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合。				○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。			<p>第2章 第8節 第1 避難活動</p> <p>(3) 洪水等の避難情報の発令判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1445 310 1593 384">区分 種類</th> <th data-bbox="1593 310 1881 384">洪水予報指定河川</th> <th data-bbox="1881 310 2113 384">水位周知河川</th> <th data-bbox="2113 310 2522 384">左記以外の中小河川、内水等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1445 384 1593 699">【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="1593 384 1881 699">○ 氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])が発表された場合。</td> <td data-bbox="1881 384 2113 699">○ 洪水警報が発表された場合。 ○ 避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合。</td> <td data-bbox="2113 384 2522 699">○ 大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1445 699 1593 846"></td> <td colspan="3" data-bbox="1593 699 2522 846">○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1445 846 1593 1148">【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td data-bbox="1593 846 1881 1148">○ 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合。</td> <td data-bbox="1881 846 2113 1148">○ 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合。</td> <td data-bbox="2113 846 2522 1148">○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1445 1148 1593 1264"></td> <td colspan="3" data-bbox="1593 1148 2522 1264">○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1445 1264 1593 1491">避難指示(緊急)</td> <td data-bbox="1593 1264 1881 1491">○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。</td> <td data-bbox="1881 1264 2113 1491">○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。</td> <td data-bbox="2113 1264 2522 1491">○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1445 1491 1593 1606"></td> <td colspan="3" data-bbox="1593 1491 2522 1606">○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1445 1606 1593 1833">【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td data-bbox="1593 1606 1881 1833">○ 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合。</td> <td data-bbox="1881 1606 2113 1833"></td> <td data-bbox="2113 1606 2522 1833"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1445 1833 1593 1843"></td> <td colspan="3" data-bbox="1593 1833 2522 1843">○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	○ 氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])が発表された場合。	○ 洪水警報が発表された場合。 ○ 避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合。	○ 大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。		○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。			【警戒レベル4】 避難勧告	○ 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合。	○ 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。		○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。			避難指示(緊急)	○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。		○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。			【警戒レベル5】 災害発生情報	○ 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合。				○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。			<p>既に取り組んでいる内容を反映(実態に合わせた修正)</p>
区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等																																																																								
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	○ 氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])が発表された場合。	○ 洪水警報が発表された場合。 ○ 避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合。	○ 大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合																																																																								
	○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。																																																																										
【警戒レベル4】 避難勧告	○ 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合。	○ 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合																																																																								
	○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。																																																																										
避難指示(緊急)	○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。																																																																								
	○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。																																																																										
【警戒レベル5】 災害発生情報	○ 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合。																																																																										
	○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。																																																																										
区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等																																																																								
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	○ 氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])が発表された場合。	○ 洪水警報が発表された場合。 ○ 避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合。	○ 大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。																																																																								
	○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。																																																																										
【警戒レベル4】 避難勧告	○ 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合。	○ 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。																																																																								
	○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。																																																																										
避難指示(緊急)	○ 氾濫危険水位を越えた状態で、計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 計画高水位に到達するおそれが高い場合。	○ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止、水門を閉鎖した場合。																																																																								
	○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。																																																																										
【警戒レベル5】 災害発生情報	○ 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合。																																																																										
	○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。																																																																										
風-62	<p>第2章 第8節 第1 避難活動</p>	<p>第2章 第8節 第1 避難活動</p>																																																																									

頁	新	旧	修正理由																												
	<p>(略)</p> <p>3 避難誘導</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、災害の規模及び状況に応じて、最も近い避難場所等まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。なお、在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力し車両を活用するなどして行うが、住民では困難な場合は、第2、第3、第5～9 援護班が車両を手配して避難所まで搬送する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 避難誘導</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、災害の規模及び状況に応じて、最も近い避難場所等まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。なお、在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力し車両を活用するなどして行うが、住民では困難な場合は、第2、第3 援護班が車両を手配して避難所まで搬送する。</p> <p>(略)</p>	<p>その他の修正 (文言修正)</p>																												
風-63	<p>第2章 第8節 第1 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>■避難誘導者</p> <table border="1" data-bbox="350 821 1409 1129"> <thead> <tr> <th>避難対象</th> <th>避難誘導担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等</td> </tr> <tr> <td>在宅の避難行動要支援者</td> <td>原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3、第5～9 援護班が行う。</td> </tr> <tr> <td>教育施設・保育施設</td> <td>教職員</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設</td> <td>施設職員</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>施設の防火・防災管理者及び管理責任者等</td> </tr> <tr> <td>交通機関</td> <td>施設管理者及び乗務員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	避難対象	避難誘導担当者	住民	支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等	在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3、 第5～9 援護班が行う。	教育施設・保育施設	教職員	要配慮者利用施設	施設職員	事業所等	施設の防火・防災管理者及び管理責任者等	交通機関	施設管理者及び乗務員	<p>第2章 第8節 第1 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>■避難誘導者</p> <table border="1" data-bbox="1457 821 2516 1129"> <thead> <tr> <th>避難対象</th> <th>避難誘導担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等</td> </tr> <tr> <td>在宅の避難行動要支援者</td> <td>原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3 援護班が行う。</td> </tr> <tr> <td>教育施設・保育施設</td> <td>教職員</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設</td> <td>施設職員</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>施設の防火・防災管理者及び管理責任者等</td> </tr> <tr> <td>交通機関</td> <td>施設管理者及び乗務員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	避難対象	避難誘導担当者	住民	支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等	在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3 援護班が行う。	教育施設・保育施設	教職員	要配慮者利用施設	施設職員	事業所等	施設の防火・防災管理者及び管理責任者等	交通機関	施設管理者及び乗務員	<p>その他の修正 (文言修正)</p>
避難対象	避難誘導担当者																														
住民	支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等																														
在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3、 第5～9 援護班が行う。																														
教育施設・保育施設	教職員																														
要配慮者利用施設	施設職員																														
事業所等	施設の防火・防災管理者及び管理責任者等																														
交通機関	施設管理者及び乗務員																														
避難対象	避難誘導担当者																														
住民	支所班, 消防団員, 警察官, 自主防災組織等																														
在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3 援護班が行う。																														
教育施設・保育施設	教職員																														
要配慮者利用施設	施設職員																														
事業所等	施設の防火・防災管理者及び管理責任者等																														
交通機関	施設管理者及び乗務員																														
風-65	<p>第2章 第8節 第4 広域避難</p> <p>(略)</p> <p>【参考】</p> <p>指定避難所等一覧 災害危険箇所(法令指定地)における情報伝達及び避難体制等 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 避難所施設使用に関する覚書 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書</p>	<p>第2章 第8節 第4 広域避難</p> <p>(略)</p> <p>【参考】</p> <p>指定避難所等一覧 災害危険箇所(法令指定地)における情報伝達及び避難体制等 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 避難所施設使用に関する覚書 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 災害時における機器の調達に関する協定書</p>																													

頁	新	旧	修正理由
	<p>災害時における機器の調達に関する協定書 福祉避難所の指定に関する協定書 災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書 避難所施設使用に関する協定書 災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書 福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定 災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書 災害時における協力に関する協定 洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 災害時における施設使用その他の協力に関する協定 災害時における情報発信等に関する協定書</p>	<p>福祉避難所の指定に関する協定書 災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書 避難所施設使用に関する協定書 災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書 福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定 災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書 災害時における協力に関する協定 洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 災害時における施設使用その他の協力に関する協定</p>	<p>その他の修正 (新たに協定を締結したことによる追記)</p>
風-68	<p>第2章 第9節 第5 燃料の供給 (略)</p> <p>【参考】 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書 災害時の相互応援に関する協定 災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 災害時における物資調達に関する協定書 災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書 中核市災害相互応援協定 災害時における物資供給に関する協定書 災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定 災害時における物資の保管等に関する協定 災害時等における給電車による電力供給に関する協定</p>	<p>第2章 第9節 第5 燃料の供給 (略)</p> <p>【参考】 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書 災害時の相互応援に関する協定 災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 災害時における物資調達に関する協定書 災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書 中核市災害相互応援協定 災害時における物資供給に関する協定書 災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定 災害時における物資の保管等に関する協定</p>	<p>その他の修正 (新たに協定を締結したことによる追記)</p>
風-70	<p>第2章 第10節 第2 緊急輸送</p>	<p>第2章 第10節 第2 緊急輸送</p>	

頁	新	旧	修正理由
	<p>(略)</p> <p>【参考】 緊急通行車両確認証明書の様式 臨時ヘリポート開設予定地 災害時における応急対策業務に関する協定 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 災害時における応急対策業務に関する協定 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書 災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書 災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定 災害時等における船舶による輸送等に関する協定 災害時における緊急輸送等に関する協定 <u>災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書</u></p>	<p>(略)</p> <p>【参考】 緊急通行車両確認証明書の様式 臨時ヘリポート開設予定地 災害時における応急対策業務に関する協定 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定 災害時における応急対策業務に関する協定 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書 災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書 災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定 災害時等における船舶による輸送等に関する協定 災害時における緊急輸送等に関する協定</p>	<p>その他の修正 (新たに協定を締結したことによる追記)</p>

頁	新	旧	修正理由
<p>事-29</p>	<p>第8節 大規模停電災害対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模停電により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定める。</p> <p>第2 予防対策計画</p> <p>関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。</p> <p>1 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>(1) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。</p> <p>(3) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し、防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。</p> <p>2 関係機関</p> <p>(1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。</p> <p>(2) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。</p> <p>(3) 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。</p> <p>(4) 関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。</p> <p>3 病院等の防災上重要な施設</p> <p>病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。</p>		<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p>

頁	新	旧	修正理由
	<p>第3 応急対策計画</p> <p>市及び関係機関は、大規模停電による災害から住民等の身体、生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>■連絡系統</p>  <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。</p> <p>イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の機関に連絡する。</p> <p>ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。</p> <p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、震災対策編 第2章 第3節 第1「災害広報活動」の定めによるほか、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>(2) 実施事項</p> <p>実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問合せ等に対応する体制を整</p>		<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p>

頁	新	旧	修正理由
	<p>えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。</p> <p>ア 停電及び停電に伴う災害の状況 イ 関係機関の災害応急対策に関する情報 ウ 停電の復旧の見通し エ 避難の必要性等、地域に与える影響 オ その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(1) 市 市は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 北海道 知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。</p> <p>(3) 防災関係機関 関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(4) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社 ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずる。 イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織を設置して非常災害対策活動を実施する。 ウ 大規模な災害が発生し、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。</p> <p>4 消防活動 大規模停電災害時における消防活動については、震災対策編 第2章 第5節「救助・救急・消火」の定めにより実施する。</p> <p>5 医療救護 大規模停電災害時における医療救護については、震災対策編 第2章 第6節「医療救護」の定めにより実施する。</p>		<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p>

頁	新	旧	修正理由
	<p>6 交通対策 大規模停電災害時における交通対策については、震災対策編 第2章 第9節「交通対策・緊急輸送」の定めにより実施する。</p> <p>7 避難所対策 大規模停電災害時における避難所対策については、震災対策編 第2章 第7節「避難」の定めにより実施する。</p> <p>8 応急電力対策 (1) 緊急的な電力供給 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社は、道や市町村等と優先度を協議の上、関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。</p> <p>(2) 通信機器等の充電対策 関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設等を開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。</p> <p>9 給水対策 大規模停電災害時における給水対策については、震災対策編 第2章 第8節 第1「給水活動」の定めにより実施する。</p> <p>10 石油類燃料の供給対策 大規模停電災害時における石油類燃料の供給対策については、震災対策編 第2章 第8節 第5「燃料の供給」の定めるところによる。</p> <p>11 防犯対策 大規模停電災害時における防犯対策については、震災対策編 第2章 第10節「災害警備」の定めるところによる。</p> <p>12 自衛隊派遣要請 大規模停電災害時における自衛隊派遣要請については、震災対策編 第2章 第4節 第1「自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。</p> <p>13 広域応援 市は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、国、道、自衛隊、他の消防機関及び他市町村に対し、応援を要請する。</p>		<p>北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正</p>

頁	新	旧	修正理由
	<p>第4 災害復旧計画</p> <p>大規模な停電災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を踏まえ、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑に復旧を進める。</p>		北海道地域防災計画の修正内容を踏まえた修正